12月2日に健康保険証が廃止され「マイナ保険証」に一本化されます

従来の紙またはプラスチック製の健康保険証は令和６年12月２日に廃止されます。以降は、新規発行が行われませんので、原則として保険証利用登録をしたマイナンバーカード（マイナ保険証）を医療機関に提示していただき、受診することになります。

なお、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録されていない方には、ご加入の医療保険者（国民健康保険・後期高齢者医療・各種社会保険）から「資格確認書」が交付されます。また、12月２日時点で発行済みの保険証は、有効期限まで（最長で令和７年12月１日まで）利用可能です。

マイナンバーカードの保険証利用手続きについて、住民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

マイナ保険証を利用するまでの手順

①マイナンバーカードの申請および受け取り

・過去に届いた交付申請書を利用して郵送やスマートフォンで申請ができます。また、日野町役場住民課でも申請サポートを実施しています。申請サポートの利用を希望される場合は、事前予約制のため、住民課までお電話をお願いします。

・その後、カードの交付準備ができたことをお知らせする「交付通知書」（はがき）がご自宅に郵送されますので、住民課に受け取り予約の電話をお願いします。

②マイナンバーカードを保険証として利用するための手続き

・マイナポータルアプリまたは住民課の窓口等で保険証利用登録を行ってください。

③マイナンバーカードを健康保険証として利用

・医療機関窓口のカードリーダーで顔認証または暗証番号入力を行ってください。

Q&A

Q1. マイナンバーカードを作らなくても、従来の保険証のままでよいですか？

A1. 12月２日に現行の健康保険証の発行が終了するため、さまざまなメリットがあるマイナンバーカードの取得と健康保険証利用をご検討ください。なお、マイナンバーカードを取得されていない場合は、本人の被保険者資格情報を記載した「資格確認書」が交付されますので、医療機関の窓口で提示してください。引き続き、一定の窓口負担で医療を受けることができます。

Q2. マイナンバーカードと「資格確認書」で窓口負担額は変わりますか？

A2. マイナンバーカードを健康保険証として利用した場合には、医療機関がオンラインで患者情報を確認でき、問診等の業務負担が減るため、診療報酬の加算にかかる窓口負担を低く抑えることができる場合があります。

Q3. 「マイナ保険証」で窓口負担を減らすために手続きは必要ですか？

A3. 窓口負担を低く抑えるためには、お薬や診療情報、検診結果等の提供に同意いただく必要があります。同意いただくことで、ご自身の状況に基づいた総合的な診療や重複する投薬を回避することも可能ですので、ぜひご利用ください。また、高額な医療費が発生する場合でも、自己負担額の限度額認定申請の手続きをすることなく、限度額以上の支払いが不要になります。

◆問い合わせ先
（マイナンバー制度）企画振興課　企画人権担当　☎ 0748-52-6552
（マイナンバーカード申請等）住民課　住民担当　☎ 0748-52-6571
（マイナ保険証等）　住民課　保険年金担当　☎ 0748-52-6584

国民年金からのお知らせ

国民年金保険料の一部免除の承認を受けられた方へ 保険料の納付が必要です

国民年金保険料の免除申請をされた方のうち、全額免除に該当せず、一部免除（4分の3免除・半額免除・4分の1免除）が承認された方は、免除に該当しなかった部分の保険料を納付されないと未納期間として扱われることになり、将来支給される老齢基礎年金を受給するために必要な期間に計算されません。

また、未納期間があるとけがや病気で「万が一」のことがあっても、障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合があります。納期限から2年が経過すると時効により納めることができませんので、ご注意ください。

納付書がお手元にない方は、草津年金事務所にご確認ください。

免除区分	保険料額（令和6年度）
3／4免除	月額　4,250円
半額免除	月額　8,490円
1／4免除	月額 12,740円

※令和6年度国民年金保険料は月額16,980円です。
※月額の計算は、10円未満切り上げです。

『扶養親族等申告書』は期限までに提出しましょう

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています。（障害年金や遺族年金は課税されません。）

課税対象者となる受給者の方（65歳未満の方は108万円以上、65歳以上の方は158万円以上）には、日本年金機構から「扶養親族等申告書」が送付されますので、提出期限までに日本年金機構へ提出してください。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決定されます。提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。

◆問い合わせ先
草津年金事務所
☎077-567-2220
住民課　保険年金担当
☎0748-52-6584

みんなで支えあう 国民健康保険

65歳未満の非自発的失業者の国民健康保険税が申請により軽減算定されます

離職者支援の一環として、国民健康保険税の軽減措置を実施しています（軽減措置を受けるには申請が必要です）。

対象者

①雇用保険の特定受給資格者（倒産、解雇などの事業主都合により離職した方）
雇用保険受給資格者証の離職理由欄に 11 12 21 22 31 32 の記載がある方

②特定理由離職者（雇用期間満了などにより離職した方）
雇用保険受給資格者証の離職理由欄に 23 33 34 の記載がある方

※離職時点で65歳未満の方
※令和6年度については、令和5年3月31日以降に離職した方

軽減措置の内容

次の2点について、離職日の翌日からその翌年度末までの間、前年の給与所得を30／100として算定し、負担軽減をはかります。ただし、世帯に属するそのほかの被保険者の所得は通常の額として算定します。

・国民健康保険税の算定
・高額療養費等の所得区分の判定

申請方法

雇用保険受給資格者証をご持参ください。紛失された場合は、公共職業安定所（ハローワーク）で再交付を受けた後に住民課または税務課まで申請をお願いします。

◇**国民健康保険税　減免制度**

災害などの特別な事情により国民健康保険税の支払いが困難な場合は、申請により減額や免除が認められることがあります。お早めにご相談ください。

◆問い合わせ先　住民課　保険年金担当　☎0748-52-6584
税務課　住民税担当　☎0748-52-6570